

広島県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備及び広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成二十五年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十四号

広島県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備及び広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(広島県手数料条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県手数料条例施行規則(平成十二年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

(広島県税規則の一部改正)

第二条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
第六十九条の三の見出し中「申告書」を「申告書等」に改め、同条中「狩猟税申告書」の下に「とし、同項に規定する納税済印は、別記様式第八十五号の三十六による狩猟税納税済印」を加える。

別記様式第三十七号から別記様式第三十七号の四までを次のように改める。

様式第37号 (第21条関係)

※ 処 理	別紙のとおり証明する。		
	決裁者		担当者 公印の押印承認
	手数料		円 確認

受 付 印	平成 年 月 日 広島県知事様 (広島県 県税事務所長) 住 所 (所在地) (フリガナ) 氏 名 (名称及び代 表者の氏名)														
納 税 証 明 書 交 付 請 求 書															
使用目的	請求部数 部														
上記の目的に使用するため、次の事項について証明を請求します。 1 証明請求税目 (1) 法人2税・地方法人特別税 (2) 法人県民税 (3) 個人事業税 (4) 法人事業税・地方法人特別税 (5) 不動産取得税 (6) ゴルフ場利用税 (7) 軽油引取税 (8) 自動車税 (9) 全税目 (10) その他 2 証明事項 (1) 税額の証明 (2) その他 3 証明期間 (1) 法人2税・地方法人特別税(事業年度年月) (2) 間税2税(実績年月) (3) その他の税目(賦課年度) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">平成 年(度) 月～平成 年(度) 月</div> (4) 全税目(証明年度) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">証明書請求の日前 年間分の証明</div>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※ 処 理</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">賦課(登録)番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証明書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証明件数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>起案年月日</td> <td style="text-align: center;">. .</td> </tr> <tr> <td>決裁年月日</td> <td style="text-align: center;">. .</td> </tr> <tr> <td>交付年月日</td> <td style="text-align: center;">. .</td> </tr> </table>		※ 処 理		賦課(登録)番号		証明書番号		証明件数		起案年月日	. .	決裁年月日	. .	交付年月日	. .
※ 処 理															
賦課(登録)番号															
証明書番号															
証明件数															
起案年月日	. .														
決裁年月日	. .														
交付年月日	. .														

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 納付書により金融機関で手数料を納付した場合は、裏面に「払込証明書」を貼付してください。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第37号の2 (第21条関係)

証明書番号	※ 次のとおり証明する。		
第 号	処 決 裁 者		担 当 者
受 付 印			公 印 の 押 印 承 認
	手 数 料	円 確 認	
平成 年 月 日			
広島県知事様 (広島県 県税事務所長)			
住 所 (所在地) (フリガナ) 氏 名 (名称及び代 表者の氏名)			
(印)			
納 税 証 明 書 交 付 請 求 書			
使 用 目 的			請 求 部 数
			部
証 明 事 項	県税及び地方法人特別税について滞納がないこと。		
上記の目的に使用するため、上記の事項について 証明を請求します。			※ 起 案 年 月 日
			・ ・
			※ 決 裁 年 月 日
			・ ・
			※ 交 付 年 月 日
			・ ・

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 納付書により金融機関で手数料を納付した場合は、裏面に「払込証明書」を貼付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第37号の3 (第21条関係)

※ 次とおり証明する。			
※	決裁者		担当者
処			公印の 押印承認
理	手数料		円確認

受 付 印	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">広島県知事様 (広島県 県税事務所長)</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p>平成 年 月 日</p> <p>住 所 (所在地) (フリガナ) 氏 名 (名称及び代 表者の氏名)</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">(印)</div>														
<p>県税に関する証明書交付請求書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">使用目的</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">請求部数</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>		使用目的		請求部数											
使用目的		請求部数													
<p>上記の目的に使用するため、次の事項について 証明を請求します。 (証明事項)</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">※ 処</td> <td style="width: 40%;">理</td> </tr> <tr> <td>賦課(登録)番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証明書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証明件数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>起案年月日</td> <td style="text-align: center;">. .</td> </tr> <tr> <td>決裁年月日</td> <td style="text-align: center;">. .</td> </tr> <tr> <td>交付年月日</td> <td style="text-align: center;">. .</td> </tr> </table>		※ 処	理	賦課(登録)番号		証明書番号		証明件数		起案年月日	. .	決裁年月日	. .	交付年月日	. .
※ 処	理														
賦課(登録)番号															
証明書番号															
証明件数															
起案年月日	. .														
決裁年月日	. .														
交付年月日	. .														

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 納付書により金融機関で手数料を納付した場合は、裏面に「払込証明書」を貼付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第37号の4 (第21条関係)

証 明 書 番 号 第 号 受 付 印	※ 次のとおり証明する。			
	決裁者		担当者	公印の 押印承認
	手 数 料	円確認		
広 島 県 知 事 様 (広島県 県税事務所長)		平成 年 月 日		
		住 所 (所在地) (フリガナ) 氏 名 (名称及び代 表者の氏名)		
県 税 に 関 す る 証 明 書 交 付 請 求 書				
使用目的			請求部数	部
上記の目的に使用するため、下記以外の県税に ついては滞納がないことの証明を請求します。			※ 起案年月日	. .
			※ 決裁年月日	. .
			※ 交付年月日	. .
税 目	年 度	期 月 別	未 納 額 及 び そ の 理 由	
		別	徴収猶予中(猶予期限)	納期限未到来(納期限)
		別	円()	円()
		別	円()	円()
		別	円()	円()
		別	円()	円()

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 納付書により金融機関で手数料を納付した場合は、裏面に「払込証明書」を貼付してください。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第八十五号の三十五号

(広島県収入証紙ちよう付欄)

を

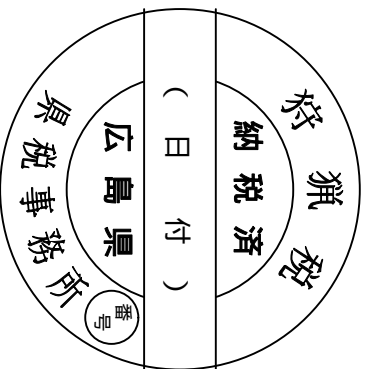
領 収 印	納 税 済 印

(注) 納付書により金融機関で狩猟税相当額を納付した場合は、裏面に「払込証明書」を貼付してください。

に改める。

別記様式第八十五号の三十五の次に次の様式を加える。

様式第 85 号の 36 (第 69 条の 3 関係)



備考 印の大きさは、径2.7センチメートルとする。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第三条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように

第三条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十一号中「兼証紙文書整理簿」を削り、同条第九項各号列記以外の部分中「証紙徴収に係る県税について、法第七百条の六十九第二項の規定により証紙に消印をし、「」を削り、「押印し」の下に「条例第百六十八条第一項の規定により知事が定める関係書類に納税済印を押印し」を加え、同項第三号中「兼証紙文書整理簿」を削る。

別記様式第七十二号中

「証紙消印年月日」を「納税済印年月日」に

「狩猟税納付・決定決議書兼証紙文書整理簿」を「狩猟税納付・決定決議書」に

「証紙のちようつ額」を「納付額」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第四条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和四十一年広島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号から別記様式第六号までを次のように改める。

様式第4号 (第4条関係)

(表面)

整理番号		受験希望年月日(場所)	平成 年 月 日 ()				
広島県知事 様		狩猟免許申請書				平成 年 月 日	
住所	(〒)						
	(電話番号)						
ふりがな 氏名	(印)						
生年月日	年 月 日						
<p>次のとおり狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。</p> <p>(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)</p>							
<input type="checkbox"/> 網猟免許	1 網						
<input type="checkbox"/> わな猟免許	2 わな						
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	3 ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号				
	4 散弾銃						
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	交付年月日	平成 年 月 日				
	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)						
免許の種類	狩猟免許番号	試験の結果	適性試験			知識 試験	技能 試験
			視力	聴力	運動能力		
網猟免許	号						
わな猟免許	号						
第1種銃猟免許	号						
第2種銃猟免許	号						

(裏面)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無				
他の免許	都道府県知事名	交付年月日	狩猟免許の番号	他の申請・更新の有無
		年 月 日	号	
		年 月 日	号	
(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。）				
罰金以上の刑に処せられたことの有無		1 有 2 無		
執行を受けることのなくなった年月日		年 月 日		
(4) 狩猟免許を取り消されたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。）				
取り消されたことの有無	年月日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名	
1 有 2 無	年 月 日		知事	
記載上の注意事項				
1 文字は楷書で明瞭に記載すること。 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。				
3 狩猟免許（旧免許）を添付すること。				

手数料欄

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第5号（第4条関係）

（表面）

整理番号		受験希望年月日（場所）	平成 年 月 日（ ）		
広島県知事 様		狩猟免許更新申請書		平成 年 月 日	
住所	(〒) (電話番号)				
ふりがな	-----				
氏名	Ⓜ				
生年月日	年 月 日				
<p>次のとおり狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。</p> <p>(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可（免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。）</p>					
<input type="checkbox"/> 網猟免許	1 網				
<input type="checkbox"/> わな猟免許	2 わな				
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	3 ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号	号		
	4 散弾銃				
	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	交付年月日	平成 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
免許の種類	狩猟免許番号	講習会	適性試験の結果		
			視力	聴力	運動能力
網猟免許	号				
わな猟免許	号				
第1種銃猟免許	号				
第2種銃猟免許	号				

(裏面)

(2) 更新しようとする狩猟免許 (免許の種類欄の□にレ印を付す。)			
免許の種類	狩猟免許を交付した 都道府県知事名	狩猟免状の番号	交 付 年 月 日
<input type="checkbox"/> 網猟 <input type="checkbox"/> わな猟 <input type="checkbox"/> 第1種銃猟 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟	知事	号	平成 年 月 日
(3) 同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類			
免許の種類			
記載上の注意事項 1 文字は楷書で明瞭に記載すること。 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。			

手数料欄

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6号（第4条関係）

（表面）

※登録番号		※狩猟免許		※損害の賠償		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無		※対象鳥獣捕獲員であるかの否かの別	
※整理番号									
狩猟者登録申請書 広島県知事様						平成 年 月 日			
ふりがな						写 真 (3.0cm×2.4cm)			
氏 名									
生年月日		年 月 日							
住 所		(〒)							
		電話番号 ()							
次のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。 (1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類（□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入。 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。）。									
<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日					
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな			平成 年 月 日					
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			狩猟免状の番号					
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類		<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許					
(2) 狩猟をしようとする場所（番号に○印を付す。）									
1 県の区域全部					2 放鳥獣猟区の区域				
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町の名称を記載すること。）									
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない					対象鳥獣捕獲員として所属する市町名 ()				
(4) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。）									
免許の効力の停止の有無	1 有	2 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで				
(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合）									
猟銃・空気銃所持許可証番号	号	交付年月日	平成 年 月 日						

(裏面)

(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項				
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資産保有				
(7) 職業 ()				
1. 専門的・技術的職業従事者 2. 管理的職業従事者 3. 事務従事者 4. 販売従事者				
5. 農林業従事者 6. 漁業従事者 7. 採鉱・採石作業従事者 8. 運輸・通信従事者				
9. 技能工・生産工程作業従事者 10. 単純労働者 11. 保安職業従事者 12. サービス職業従事者				
13. 分類不能の職業 14. 無職				
記載上の注意事項 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。 3 (7)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。 4 ※印欄には、申請者は記載しないこと。				

手数料欄

注 様式の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第八号を次のように改める。

様式第8号 (第5条関係)

(表面)

平成 年 月 日	
住所等変更届出書 狩猟免許等亡失届出書 狩猟免許等再交付申請書	
様	
住 所	〒 電話番号
ふりがな	
氏 名	④
職 業	
生年月日	年 月 日生
<p><input type="checkbox"/>住所・氏名等変更の届出 次のとおり住所・氏名等を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第1項、第61条第4項並びに同法施行規則第7条第11項及び第12項の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/>亡失の届出 次のとおり亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第13項及び第14項、第50条並びに第65条第10項の規定により届け出ます。</p> <p><input type="checkbox"/>再交付の申請 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第9項、第46条第2項及び第61条第5項の規定により次のとおり再交付を申請します。</p>	
狩 猟 免 許 状 類 等 の 種 別	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 狩猟免許 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
変 更 ・ 亡 失 年 月 日	年 月 日
旧 住 所 ・ 氏 名 等	
※ 新 住 所 ・ 氏 名 等	
亡 失 又 は 再 交 付 の 理 由	

- 注 1 不用な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
- 2 ※欄は、住所・氏名等変更届出を行おうとする場合に限り記入し、住所・氏名の変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写し等)を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏面)

手数料欄

(広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

登録番号	第 号	広島県収入証紙
登録年月日	年 月 日	ちよう付欄

浄化槽保守点検業者 登録更新の登録申請書

を

登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日

手数料欄

浄化槽保守点検業者 登録更新の登録申請書

に改める。

別記様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第6条関係）

手 数 料 欄

浄化槽保守点検業者登録簿の謄本交付請求書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号(〒 —)
請求者 住 所
氏 名 (印)
電話番号() —
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第4項の規定により、浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を次のとおり請求します。

謄本の交付を請求しようとする業者の氏名又は名称	
謄 本 交 付 請 求 部 数	部
交 付 を 求 め る 理 由	
受 付 処 理 欄	※

- 注 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第七号中

登録番号	第	号	広島県収入証紙	
登録年月日	年	月	日	ちよう付欄

浄化槽保守点検業者変更の登録申請書

を

登録番号	第	号	
登録年月日	年	月	日

手数料欄

浄化槽保守点検業者変更の登録申請書

に改める。

別記様式第九号中

広島県収入証紙 ちよう付欄

浄化槽保守点検業者登録証
書換え
再
交付申請書

を

手数料欄

浄化槽保守点検業者登録証
書換え
再
交付申請書

に改める。

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第六条 保健師助産師看護師法施行細則（昭和二十九年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第七号、別記様式第九号、別記様式第十一号、別記様式第十二号、別記様式第十四号及び別記様式第十六号中

広島県収入証紙欄	を	手数料欄	に改める。
----------	---	------	-------

(医療法施行細則の一部改正)

第七条 医療法施行細則（昭和三十一年広島県規則第五百十四号）の一部を次のように改正する。

「 医記第18号 | 中

広島県収
入証紙ち
よう付欄

病院 開設許可申請書
診療所

平成 年 月 日 ,

を

病院 開設許可申請書
診療所

手数料欄

平成 年 月 日 ,

」を改める。

「 医記第18号 | 中

広島県収
入証紙ち
よう付欄

助産所 開設許可申請書

平成 年 月 日 ,

を

助産所 開設許可申請書

手数料欄

平成 年 月 日 ,

」を改める。

「 医記第18号 | 中

広島県収
入証紙ち
よう付欄

病院 診療所 構造設備検査申請書
助産所

平成 年 月 日 ,

を

病院
診療所
助産所
構造設備検査申請書

手数料欄

平成 年 月 日

に改める。

(広島県立三次看護専門学校学則の一部改正)

第八条 広島県立三次看護専門学校学則(昭和五十四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

「	
広島県収入証紙 をはる欄	
入学志願書	
受験 番号	
」	

を

「	
入学志願書	
受験 番号	手数料欄
」	

に改める。

(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第九条 歯科技工士法施行細則(昭和五十七年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中	「	広島県収入証紙 よう付欄	を	「	手数料欄	」	に改める。
----------	---	-----------------	---	---	------	---	-------

(母体保護法施行細則の一部改正)

第十条 母体保護法施行細則(昭和二十七年広島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第五号及び別記様式第六号中

広島県手数料収入証紙
ちよう付欄

を

手数料欄

に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第十一条 クリーニング業法施行細則(昭和二十五年広島県規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中

広島県収入証紙ちよう付欄

クリーニング所開設届

を

手数料欄

クリーニング所開設届

に改める。

別記様式第八号中

広島県収入証紙ちよう付欄

クリーニング師試験受験願書

を

手数料欄

クリーニング師試験受験願書

に改める。

別記様式第九号中

広島県収入証紙ちよう付欄

クリーニング師免許申請書

を

手数料欄

クリーニング師免許申請書

に改める。

別記様式第十号中

広島県収入証紙ちよう付欄

クリーニング師免許証再交付申請書

を

手数料欄

クリーニング師免許証再交付申請書

に改める。

別記様式第十号中

広島県収入証紙ちよう付欄

クリーニング師免許証訂正申請書

を

手数料欄

クリーニング師免許証訂正申請書

に改める。

(食品衛生に関する条例施行規則の一部改正)

第十二条 食品衛生に関する条例施行規則(昭和二十六年広島県規則第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削る。

別記様式第一号(その一)を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)
(その1)

(表面)

手数料欄

営業施設認定申請書(新規・更新)

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、
その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

〒

印

電話番号

食品衛生に関する条例(以下「条例」という。)第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業所在地	〒	電話番号
営業所の名称, 屋号又は商号		
営業の種類		
営業の内容 (製造業を除く。)	<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 卸業 <input type="checkbox"/> 移動販売業 <input type="checkbox"/> 魚介類行商業 <input type="checkbox"/> 魚肉ねり製品行商業	
営業の形態 (移動販売, 行商に限る。)	<input type="checkbox"/> 二輪 <input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 普通自動車 <input type="checkbox"/> その他()	
移動販売区域 (移動販売, 行商に限る。)		
移動販売車等の 車両番号		
現に受けている営業 施設の認定番号 及びその年月日		
条項二無 例第号の 第一の該 第三号又 は第一第	(1) 第1号 条例又は条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 から起算して2年を経過しないこと。	
	(2) 第2号 条例第7条の規定により許可を取り消され、その取消し の日から起算して2年を経過しないこと。	
添付書類	加工水産物製造業を営もうとする者が新規に申請をする場合は、製造方法の 大要及び使用原材料(食品添加物を含む。)の名称と配合割合を明記した書類	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 申請者が法人の場合には、社印
及びその代表者印を押印するこ
と。
3 「条例第3条第1項第1号又は第2
号の該当の有無」欄は、法人にあ
つてはその業務を行う役員を含む
ものとし、当該事実がないときは
「なし」と記載し、あるときはそ
の内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

使 用 水

水質検査 飲用適(. .)不適

(裏面)

最終調査年月日

年 月 日		調査者印	備 考
	施設の基準に合致する。		

処 理 経 過

年 月 日	内 容

別記様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第7条関係）

手数料欄

営業施設認定証再交付申請書
書換え交付

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒
	電話	() —
	氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	(印)
	生年月日	年 月 日生

営業施設認定証を 汚 失 再交付
の記載事項を次のとおり変更 損したので、 書換え交付 してください。

営業所	所在地	〒
	名称、屋号又は商号	電話番号
	営業の種類	()
	現に受けている営業施設の認定番号及びその年月日	指令 第 号 平成 年 月 日
変更事項	新	
	旧	
変更年月日		平成 年 月 日

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
 2 「営業の種類」欄には、魚介類等行商業の場合は、その営業内容を()内に記載すること。
 3 「所在地」欄には、魚介類等行商業の場合は、その主な行政区域を記載すること。
 4 記載事項を変更したときは、その事実を証明する書類を添付すること。
 5 申請者が法人の場合には、社印及びその代表者印を押印すること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(七)畜場法施行細則の一部改正)

第十三条 と畜場法施行細則(昭和二十八年広島県規則第百七十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第九号中

広島県収入証紙をはる欄

(本欄にはることができない場合は、裏面にはつてください。)

収入証紙 円確認

と畜検査申請書

を

手数料欄

と畜検査申請書

に改める。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第十四条 食品衛生法施行細則(昭和二十二年広島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

食品衛生法(一画)中

「 7 広島県収入証紙による手数料は、裏面にちよう付すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

「 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

「 広島県収入証紙ちよう付欄 」や「 手数料欄 」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第十五条 理容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

理容師法(一画)中

「 広島県収入証紙ちよう付欄 」や「 手数料欄 」に

「次塩素酸ナトリウム」を「次亜塩素酸ナトリウム」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第十六条 美容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号(表)中

「広島県収入証紙ちよう付欄」を「手数料欄」に改める。

(かぎの処理をする作業場に関する条例施行規則の一部改正)

第十七条 かぎの処理をする作業場に関する条例施行規則(昭和三十四年広島県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

別記様式第一号の四及び別記様式第一号を次のように改める。

様式第1号の4 (第4条関係)

(表 面)

手数料欄

かき作業場設置許可申請書(新規・更新)

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

〒

印

電話番号

かきの処理をする作業場に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

作 業 場 地	〒	電話番号
作 業 場 の 名 称		
作 業 場 の 種 類		
作 業 場 の 構 造 設 備 等 の 大 要	別紙記載	
蓄 養 施 設 の 有 無		
処 理 業 者 の 養 殖 場 漁 業 権 番 号		
現 に 受 け て い る 設 置 許 可 の 番 号 及 び その 年 月 日		
条 項 二 無 例 第 一 号 第 一 号 該 当 第 四 号 又 は 第 一 号 有	(1) 第1号 条例又は条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	
	(2) 第2号 条例第14条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 申請者が法人の場合には、社印及びその代表者印を押印すること。

3 「条例第4条第1項第1号又は第2号の該当の有無」欄は、法人にあつてはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

使 用 水

水質検査 飲用適(. .)不適

(裏 面)

最終調査年月日

年 月 日		調査者印	備 考
	施設の基準に合致する。		

処 理 経 過

年 月 日	内 容

様式第2号 (第4条関係)

(表 面)

手数料欄

かき作業場変更許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	〒
電 話	() —
氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	印
生 年 月 日	年 月 日生

かきの処理をする作業場の構造設備の変更の許可を受けたいので、かきの処理をする作業場に関する条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

作 業 場	所 在 地	〒	電話番号
	名称, 屋号又は商号		
	種 類		
	現に受けている設置許可の番号及びその年月日	指 令 第 号 平 成 年 月 日	
変 更 の 理 由 及 び 内 容			
変更後の作業場の構造設備の概要		別 紙 記 載	

- 注 1 申請者が法人の場合には、社印及びその代表者印を押印すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

使 用 水	
水質検査	飲用適(. .)不適

(裏 面)

最終調査年月日

年 月 日		調査者印	備 考
	施設の基準に合致する。		

処 理 経 過

年 月 日	内 容

別記様式第五号及び別記様式第六号を次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

手数料欄

かき作業場設置許可証書換え交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者

住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	〒
電 話	() ー
氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	(印)
生 年 月 日	年 月 日生

許可証の記載事項を変更したので、かきの処理をする作業場に関する条例第10条の規定により、次のとおり申請します。

作 業 場	所 在 地	〒
	名称, 屋号又は商号	電話番号
	種 類	
	現に受けている設置許可の番号及びその年月日	指 令 第 号 平 成 年 月 日
変 更 事 項	新	
	旧	
変 更 年 月 日	平 成 年 月 日	
変 更 の 理 由		

注 1 申請者が法人の場合には、社印及びその代表者印を押印すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6号（第8条関係）

手数料欄

かき作業場設置許可証再交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者	住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	〒
	電 話	() ー
	氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	(印)
	生 年 月 日	年 月 日生

許可証を汚損したため、再交付してください。
亡失

作 業 場	所 在 地	〒	電話番号
	名称、屋号又は商号		
	種 類		
	現に受けている設置許可の番号及びその年月日	指 令 第 号 平 成 年 月 日	

- 注 1 申請者が法人の場合には、社印及びその代表者印を押印すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(栄養士法施行細則の一部改正)

第十八条 栄養士法施行細則(昭和三十四年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正
する。

「 原記載名称」の中

広島県収入証紙
をはる欄

栄養士免許申請書

を

手数料欄

栄養士免許申請書

「 原記載No.

原記載名称」の中

広島県収入証紙
をはる欄

栄養士
名簿訂正
免許証書換え交付
申請書

を

手数料欄

栄養士
名簿訂正
免許証書換え交付
申請書

「

- 2 広島県収入証紙は、栄養士免許証の書換え交付を申請する場合にはること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「 原記載No.

「 別記様式第4号中

広島県収入証紙
をはる欄

栄養士免許証再交付申請書

を

手数料欄

栄養士免許証再交付申請書

に改める。

(調理師法施行細則の一部改正)

第十九条 調理師法施行細則(昭和三十四年広島県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

「 広島県収入 手数料欄

別記様式第一号(表)中
欄

を はる

欄とする。

別記様式第4号中

調理師名簿訂正 申請書
免許証書換交付

広島県収入証紙
をはる欄

を

調理師名簿訂正 申請書
免許証書換交付

手数料欄

に

「 2 広島県収入証紙は、免許証の書換交付を申請する場合にすること。

を

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

欄とする。

別記様式第六号中

「**広島県収入証紙をはる欄**」

調理師免許証再交付申請書

を

調理師免許証再交付申請書

「**手数料欄**」

に改める。

（広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則の一部改正）

第二十条 広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則（昭和三十五年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条を削る。

（製菓衛生師法施行細則の一部改正）

第二十一条 製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年広島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第五号、別記様式第六号及び別記様式第八号中

「**広島県収入証紙ちよう付欄**」

を

「**手数料欄**」

に改める。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正）

第二十一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和四十七年広島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中

「**広島県収入証紙ちよう付欄**」

登録申請書

を

「**手数料欄**」

登録申請書

に改める。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第二十三条 旅館業法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中

」

広島県収入証紙ちよう付欄

旅館業営業許可申請書

」

を

」

手数料欄

旅館業営業許可申請書

」

に改める。

別記様式第五号及び別記様式第六号中

」

広島県収入証紙ちよう付欄

旅館業営業承継承認申請書

」

を

」

手数料欄

旅館業営業承継承認申請書

」

に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第二十四条 興行場法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中

」

広島県収入証紙ちよう付欄

興行場営業許可申請書

」

を

手数料欄

興行場営業許可申請書

に改める。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第二十五条 公衆浴場法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中

広島県収入証紙ちよう付欄

公衆浴場営業許可申請書

を

手数料欄

公衆浴場営業許可申請書

に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第二十六条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

手数料欄

食鳥処理事業許可申請書

年 月 日

広島県知事

様
申請者

住所 法人にあっては主たる事務所の所在地	〒
電話	() -
氏名 法人にあっては名称及び代表者の氏名	①
生年月日	年 月 日生

食鳥処理の事業の許可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

食鳥処理場	名称	
	所在地	
処理する食鳥の種類	鶏・あひる・七面鳥	
処理する食鳥の羽数(1年当たり)		
食鳥処理場の構造及び設備の概要		
法律第5条第1項各号該当の有無		

添付書類

- 1 食鳥処理場の平面図
 - 2 食鳥処理を行うための機械の配置図
 - 3 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要
 - 4 水道事業等により供給される水以外の水を使用する食鳥処理場にあつては、水質検査の結果を証する書類の写し
 - 5 法人にあつては、登記簿の謄本
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号（第3条関係）

手数料欄

食鳥処理場構造設備変更許可申請書

年 月 日

広島県知事

様
申請者

住 所 法人にあっては主たる事務所の所在地	〒
電 話	() -
氏 名 法人にあっては名称及び代表者の氏名	(印)
生 年 月 日	年 月 日生

食鳥処理場の構造設備の変更の許可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

食 鳥 処 理 場	名 称	
	所 在 地	
許 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由 及 び 内 容		
変更後の食鳥処理場の構造及び設備の概要		

添付書類(2から5については変更に係るものに限る。)

- 1 食鳥処理事業許可証
- 2 食鳥処理場の平面図
- 3 食鳥処理を行うための機械の配置図
- 4 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要
- 5 水道事業等により供給される水以外の水を使用する食鳥処理場にあつては、水質検査の結果を証する書類の写し

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第八号から別記様式第十号までを次のように改める。

様式第8号（第8条関係）

手数料欄

食 鳥 検 査 申 請 書

年 月 日

広島県知事

様
申請者

住 所 法人にあって は主たる事務 所の所在地	〒
電 話	() -
氏 名 法人にあって は名称及び代 表者の氏名	(印)
生 年 月 日	年 月 日生

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定により，食鳥検査を受けたいので，次のとおり申請します。

食 鳥 処 理 場	名 称	
	所 在 地	
食鳥をと殺しようとする年月日		年 月 日
食鳥検査を受け ようとする食鳥	種 類	鶏・あひる・七面鳥
	品 種	
	羽 数	
	産 地	

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

様式第9号（第9条関係）

手数料欄

小規模食鳥処理業者確認規程認定申請書

年 月 日

広島県知事

様
申請者

住所 法人にあっては主たる事務所の所在地	〒
電話	() -
氏名 法人にあっては名称及び代表者の氏名	①
生年月日	年 月 日生

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定により、別添の確認規程の認定を受けたいので、次の食鳥処理場について申請します。

食鳥処理場	名称	
	所在地	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
食鳥処理衛生管理者の氏名		

添付書類

確認規程

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第10号（第10条関係）

手数料欄

小規模食鳥処理業者確認規程変更認定申請書

年 月 日

広島県知事

様
申請者

住 所 法人にあって は主たる事務 所の所在地	〒
電 話	() -
氏 名 法人にあって は名称及び代 表者の氏名	①
生 年 月 日	年 月 日生

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定により，別添の
確認規程の変更認定を受けたいので，次の食鳥処理場について申請します。

食 鳥 処 理 場	名 称	
	所 在 地	
許 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
確 認 規 程 の 認 定 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
変 更 の 理 由 及 び 内 容		

添付書類

- 1 確認規程認定証
- 2 変更後の確認規程

備考 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

(広島県温泉法施行細則の一部改正)

第二十七条 広島県温泉法施行細則（昭和二十五年広島県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

温泉掘削許可申請書

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日

を

温泉掘削許可申請書

手数料欄

平成 年 月 日

別記様式第二号中

別記様式第三号及び別記様式第四号中

温泉掘削
増掘動力装置
承認申請書

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日

を

温泉掘削
増掘動力装置
承認申請書

手数料欄

平成 年 月 日

別記様式第二号中

別記様式第一号中

温泉掘削
増掘
施設等変更許可申請書

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日

を

「 温泉 掘削 施設等変更許可申請書
手数料欄

平成 年 月 日 」

「 温泉 No.
別記様式様式第11号中

温泉 掘削 増動力装置 許可申請書

平成 年 月 日 」

広島県収入証紙
ちよう付欄

を

温泉 掘削 増動力装置 許可申請書

手数料欄

平成 年 月 日 」

「 温泉 No.
別記様式様式第11号中

温泉採取許可申請書

平成 年 月 日 」

広島県収入証紙
ちよう付欄

を

温泉採取許可申請書

手数料欄

平成 年 月 日 」

に改める。

「 別記様式様式第10号及び別記様式様式第11号中

温泉採取承認申請書

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日 」

を

温泉採取承継承認申請書

手数料欄

平成 年 月 日

に改める。

〒広島県佐伯市十戸町中

温泉採取施設等変更許可申請書

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日

を

温泉採取施設等変更許可申請書

手数料欄

平成 年 月 日

に改める。

〒広島県佐伯市十戸町中

温泉採取事業廃止届

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日

を

温泉採取事業廃止届

平成 年 月 日

に改める。

〒広島県佐伯市十戸町中

温泉利用許可申請書

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日

を

温泉利用許可申請書

手数料欄

平成 年 月 日

に改める。

別記様式第十八号及び別記様式第十九号中

温泉利用承継承認申請書

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日

を

温泉利用承継承認申請書

手数料欄

平成 年 月 日

に改める。

別記様式第二十一号中

登録分析機関登録申請書

広島県収入証紙
ちよう付欄

平成 年 月 日

を

登録分析機関登録申請書

手数料欄

平成 年 月 日

に改める。

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第二十八条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和二十六年広島県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条を削る。

別記様式第一号中

「 広島県収入証紙を貼る欄 」

「 手数料欄 」

」

収入証紙	円確認
取付欄一	

を

取付欄一	
------	--

に改める。

（大麻取締法施行細則の一部改正）

第二十九条 大麻取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

記様紙第一号（表面）中

広島県 収入証紙

大麻取扱者免許申請書

を

大麻取扱者免許申請書

手数料欄

記様紙No.

記様紙第一号中

広島県 収入証紙

大麻栽培（研究）者登録事項変更届

を

大麻栽培（研究）者登録事項変更届

手数料欄

に改める。

別記様式第七号中

広島県
収入証紙

大麻栽培（研究）者免許証再交付申請書

を

大麻栽培（研究）者免許証再交付申請書

手数料欄

に改める。

（覚せい剤取締法施行細則の一部改正）

第三十条 覚せい剤取締法施行細則（昭和三十一年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

別記様式第四号中

指定証再交付申請書

広島県
収入証紙

年 月 日

を

指定証再交付申請書

手数料欄

年 月 日

に改める。

（薬事法施行細則の一部改正）

第三十一条 薬事法施行細則（昭和三十九年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中

収入証紙

を

手数料欄

に改める。

別記様式第三号中

「広島県収入証紙を貼る欄」

「手数料欄」

」

受付欄	1
収入証紙	円確認

を

受付欄	1

に貼る。

（介護保険法施行細則の一部改正）

第三十二条 介護保険法施行細則（平成十二年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

広島県庁 庶務課

広島県収入証紙	貼付欄
---------	-----

介護員養成研修事業者指定申請書（兼）初回研修指定申請書

を

手数料欄

介護員養成研修事業者指定申請書（兼）初回研修指定申請書

に貼る。

広島県庁 庶務課

広島県収入証紙	貼付欄
---------	-----

介護員養成研修指定申請書（兼）研修事業者指定変更届出書

を

手数料欄

介護員養成研修指定申請書（兼）研修事業者指定変更届出書

に改める。

「 原記載は緑色印字

広島県収入証紙ちよう付欄

介護支援専門員登録兼介護支援専門員証交付申請書

を

手数料欄

介護支援専門員登録兼介護支援専門員証交付申請書

に

「 注 1 介護支援専門員の登録のみを申請する場合は、収入証紙のちよう付及び写真の貼付は、不要とする。

を

「 注 1 介護支援専門員の登録のみを申請する場合は、手数料及び写真の貼付は、不要とする。

に改める。

「 原記載は緑色印字

広島県収入証紙ちよう付欄

介護支援専門員登録移転 兼 介護支援専門員証交付申請書

を

手数料欄

介護支援専門員登録移転 兼 介護支援専門員証交付申請書

に

「 注 1 介護支援専門員の登録移転のみを申請する場合は、収入証紙のちよう付及び写真の貼付は、不要とする。

を

「 注 1 介護支援専門員の登録移転のみを申請する場合は、手数料及び写真の貼付は、不要とする。

」
ごめ。

届出番号欄

広島県収入証紙ちよう付欄

介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換交付申請書

を

手数料欄

介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換交付申請書

」

「 注 1 介護支援専門員の登録事項変更のみを届け出る場合は、収入証紙のちよう付及び写真の貼付は、不要とする。

を

「 注 1 介護支援専門員の登録事項変更のみを届け出る場合は、手数料及び写真の貼付は、不要とする。

」
届出№

届出番号欄

広島県収入証紙ちよう付欄

介護支援専門員証再交付申請書

を

手数料欄

介護支援専門員証再交付申請書

」
届出№

〒730-0111 広島県広島市東区

広島県収入証紙ちよう付欄

介護支援専門員証有効期間更新 兼 交付申請書

手数料欄

介護支援専門員証有効期間更新 兼 交付申請書

〒730-0111 広島県広島市東区

広島県
収入証紙
ちよう付欄

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
介護保険施設

指定申請書

手数料欄

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
介護保険施設

指定申請書

〒730-0111 広島県広島市東区

広島県収入証紙
ちよう付欄

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
介護保険施設

指定更新申請書

手数料欄

指定居宅サービス事業者
指定介護予防サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
介護保険施設

指定更新申請書

「住所№。

居記様字銀一八〇印中

広島県収入証紙
よう付欄

介護老人保健施設開設許可申請書

を

手数料欄

介護老人保健施設開設許可申請書

に改める。

別記様式第十九号中

広島県収入証紙
よう付欄

介護老人保健施設開設許可事項変更申請書

を

手数料欄

介護老人保健施設開設許可事項変更申請書

「住所№。

居記様字銀一八〇印中

広島県収入証紙
よう付欄

介護老人保健施設開設許可更新申請書

を

介護老人保健施設開設許可更新申請書

手数料欄

に改める。

別記様式第二十四号中

広島県収入証紙
ちよう付欄

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

を

手数料欄

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

に改める。

(広島県卸売市場条例施行規則の一部改正)

第三十三条 広島県卸売市場条例施行規則(昭和四十六年広島県規則第一百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第二十条を削る。

第三章中第二十一条を第二十条とする。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

手 数 料 欄

地方卸売市場開設許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者住所
氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名

(印)

次のとおり卸売市場法第55条の規定による開設の許可を申請します。

地方卸売市場の名称		
役員 の 氏 名	別紙役員名簿のとおり	
資本金又は出資金の額	円	
開 設 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	
食 品 衛 生 法 に よ る 営 業 許 可	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	平成 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号（第7条関係）

手数料欄

卸売業務許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者住所
氏名 } (印)
法人にあつては、主たる
事務所の所在地並びにそ
の名称及び代表者の氏名

次のとおり卸売市場法第58条第1項の規定による卸売業務の許可を申請します。

卸売業務を行おうとする 市場の名称及び取扱品目	市場の名称	
	取扱品目	
役員 の 氏 名	別紙役員名簿のとおり	
資本金又は出資金の額	円	
卸売業務開始予定年月日	平成 年 月 日	
食 品 衛 生 法 に よ る 営 業 許 可	許可番号	
	許可年月日	平成 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第10条関係）

手 数 料 欄

許 可 証 書 換 え 交 付 申 請 書
再 交 付

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者住所
氏名

（法人にあつては、主たる 事務所の所在地並びにそ の名称及び代表者の氏名
--

⑩

次のとおり 地方卸売市場の開設許可証 の 書 換 え 交 付
卸 売 業 務 許 可 証 の 再 交 付 を申請します。

1 許可番号
2 許可年月日
3 書換え交付を要することとなつた変更事項(又は再交付を要することとなつた理由)

- 1 不用の文字は、消すこと。
- 2 書換え交付の変更事項は、変更前と変更後に区分して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第十四号を次のように改める。

様式第 14 号（第 20 条関係）

（表面）

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 名
氏 名
年 月 日 生
上記の者は、卸売市場法第66条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。
平 成 年 月 日
広島県知事
印

4.3cm

7.5cm

（裏面）

卸売市場法(抜粋)

第66条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第80条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第48条第2項又は第66条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（広島県家畜改良増殖法施行細則の一部改正）

第三十四条 広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「に広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）に定めるところによる手数料の額に相当する広島県収入証紙をはり付け、又は当該額を納付した納付書の写しを添付して、」を「を」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

手数料欄

受 講 願

平成 年 月 日

広島県知事様

氏 名 印

私は、広島県家畜人工授精師養成講習会を受けたいので、関係書類を添えてお願いいたします。

(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日	性 別
				男・女
住 所	(郵便番号)		本籍都道府 県 名	
受 講 する 家 畜 の 種 類				
講 習 会 の 種 別	1 家畜人工授精に関する講習会 2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会			

注1 青又は黒のペン又はボールペンで記入し、数字は算用数字を用いること。

2 性別欄及び講習会の種別欄は、該当するものを○で囲むこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三号、別記様式第六号、別記様式第七号、別記様式第九号及び別記様式第十号中

「 広島県知事 畑 」を「 広島県知事 森 」に改める。

(広島県家畜保健衛生所の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第三十五条 広島県家畜保健衛生所の利用等に関する条例施行規則(昭和二十九年広島県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

		手数料欄	
広島県家畜保健衛生所施設利用許可申請書			
		平成	年
		月	日
広島県知事 様			
		郵便番号	
		住所	
		氏名又は名称	
		及び代表者氏名	(印)
次のとおり施設を利用したいので、許可してください。			
1 施設の利用目的			
2 利用施設又は器具の名称及び個数			
3 利用日時又は期間			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第2号（第2条関係）

手数料欄

生物学的製剤効果判定等検査依頼書

平成 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号

住所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

次のとおり検査を依頼します。

1 家畜の種類

2 検査の種類及び検体数等

細菌分離培養検査（ ○○○菌 分離, 検体）

血液一般検査（ ○○○病抗体検査, 検体）

血清学的検査（ ○○○病抗体検査, 検体）

寄生虫検査（ ○○○病 検査, 検体）

（注）1 検査の種別については、該当の検査を○で囲むとともに、（ ）内には、検査依頼疾病名及び検体数を記入のこと。

2 血清学的検査は、試験管内凝集反応、補体結合反応、中和試験及びエライサ法による検査とし、その他の血液検査については、血液一般検査欄に記入のこと。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三号中「第5条」を「第4条」に改める。

(広島県みつばち転飼条例施行規則の一部改正)

第三十六条 広島県みつばち転飼条例施行規則(昭和三十二年広島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

別記様式第一号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

手数料欄

広島県蜜蜂転飼許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

現住所 (〒 -) 電話 ()

申請者 転飼中の
連絡先 (〒 -) 電話 ()

氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり転飼したいので、広島県みつばち転飼条例第4条の規定により申請します。

転飼しようとする場所	左の場所の土地所有者氏名	転飼ほう群数	転飼期間	蜜源の種類
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

中欄省略

			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

- 注 1 転飼しようとする場所の欄には、字、番地まで記入すること。
- 注 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(漁船法施行細則の一部改正)

第三十七条 漁船法施行細則(昭和二十六年広島県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中

広島県収入証紙ちよう付欄
(消印はしないこと。)

漁船登録票再交付申請書

を

手数料欄

漁船登録票再交付申請書

に改める。

別記様式第六号中

広島県収入証紙ちよう付欄
(消印はしないこと。)

漁船登録票検認申請書

を

手数料欄

漁船登録票検認申請書

に改める。

別記様式第七号中

広島県収入証紙ちよう付欄
(消印はしないこと。)

漁船登録変更申請書

を

漁船登録変更申請書

手数料欄

に改める。

別記様式第九号中

広島県収入証紙ちよう付欄
(消印はしないこと。)

漁船登録謄本交付請求書

を

手数料欄

に改める。

(林業種苗法施行細則の一部改正)

第三十八条 林業種苗法施行細則(昭和四十六年広島県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

広島県収入証紙
ちよう付欄

生産事業者講習会受講申込書

を

手数料欄

生産事業者講習会受講申込書

に改める。

記様七第三〇号中

種 苗 証 明 申 請 書

広島県収入証紙
ちよう付欄

年 月 日

を

種 苗 証 明 申 請 書

手 数 料 欄

年 月 日

に改める。

(砂利採取法施行細則の一部改正)

第三十九条 砂利採取法施行細則(昭和四十三年広島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

記様七第〇七号中

広島県収入証紙
ちよう付欄

砂利採取業者登録証明書交付申請書

を

手数料欄

砂利採取業者登録証明書交付申請書

に

- 注 1 広島県収入証紙ちよう付欄には、交付部数に広島県証明事務手数料条例(昭和30年広島県条例第25号)第2条に定める金額を乗じた額に相当する額の広島県収入証紙をちよう付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

を

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

記様七第〇七号

(採石法施行細則の一部改正)

第四十条 採石法施行細則(昭和四十六年広島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第九号中

広島県収入証紙交付欄

採石業者登録証明書交付申請書

を

手数料欄

採石業者登録証明書交付申請書

に

- 「注 1 広島県収入証紙ちよう付欄には、交付部数に広島県証明事務手数料条例(昭和30年広島県条例第25号)第2条に定める金額を乗じた額に相当する額の広島県収入証紙をちよう付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

を

「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

に改める。

(広島県広島へりポート条例施行規則の一部改正)

第四十一条 広島県広島へりポート条例施行規則(平成二十四年広島県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「、広島県収入証紙により」を削る。

(広島県屋外広告物に関する規則の一部改正)

第四十二条 広島県屋外広告物に関する規則(昭和三十九年広島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条を削る。

(建築士法施行細則の一部改正)

第四十三条 建築士法施行細則(昭和二十五年広島県規則第百八十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

「広島県収入証紙
ちよう付欄
消印しないでく
ださい。」

を

「手数料欄」
に改める。

別記様式第二号の四及び別記様式第四号中

「広島県収入証紙ちよう
付欄
消印しないでください。」

を

「手数料欄」
に改める。

(広島県警察関係手数料条例施行規則の一部改正)

第四十四条 広島県警察関係手数料条例施行規則(平成十二年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

(広島県証紙規則の廃止)

第四十五条 広島県証紙規則(昭和三十九年広島県規則第三十号)は、廃止する。

(広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う経過措置)

第四十六条 広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例(平成二十五年広島県条例第七号。以下「整備条例」という。) 附則第三項第一号に規定する規則で定める機関は、次の機関とする。

- 一 広島県東京事務所
 - 二 広島県自治総合研修センター
 - 三 広島県大阪情報センター
 - 四 広島県広島ヘリポート管理事務所
- 2 整備条例附則第三項第四号で規定する規則で定める機関は、次の機関とする。
- 一 広島県広島水道事務所
 - 二 広島県沼田川水道事務所
 - 三 広島県水質管理センター
- 3 整備条例附則第三項第五号で規定する規則で定める機関は、次の機関とする。
- 一 教育事務所
 - 二 広島県立埋蔵文化財センター
- 4 整備条例附則第五項の規定により未使用証紙を返還して現金の還付を受けようとする者は、別記様式第一号による広島県収入証紙買戻し請求書兼領収証書に返還する未使用証紙を添えて、知事に提出するものとする。
- 5 整備条例附則第六項の規定により証紙を返還しようとする者は、別記様式第二号による

証紙返納書に当該証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

- 6 整備条例附則第六項後段の規定により還付する金額は、当該証紙の証紙面に記載された金額の合計額から前条の規定による廃止前の広島県証紙規則第十五条の規定により当該売りさばき人に支払われた手数料の額を控除した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成二十七年十月三十一日までの間、第三条の規定による改正後の広島県税事務取扱規則別記様式第七十二号中「納税済印年月日」とあるのは「納税済印(証紙消印)年月日」と、「狩猟税納付・決定決議書」とあるのは「狩猟税納付・決定決議書(兼証紙文書整理簿)」と、「納付額」とあるのは「納付(証紙のちよつ付)額」と読み替えるものとする。

- 3 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

広島県収入証紙買戻し請求書兼領収証書

年 月 日

広島県知事様

氏名又は法人名 : ㊟
(代表者職氏名)

広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項の規定に基づき、未使用の広島県収入証紙の買戻しを受けたいので、収入証紙を添付のうえ請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 収入証紙内訳

10,000 円証紙	枚	400 円証紙	枚	10 円証紙	枚
5,000 円証紙	枚	300 円証紙	枚	5 円証紙	枚
2,000 円証紙	枚	200 円証紙	枚	1 円証紙	枚
1,000 円証紙	枚	100 円証紙	枚		
500 円証紙	枚	50 円証紙	枚		

領 収 証 書

年 月 日

広島県知事様

上記還付金を確かに受領しました。

氏名又は法人名 ㊟
(代表者職氏名) _____

様式第2号(第46条関係)

証紙返納書

広島県知事様 名称 代表者氏名 (印)	平成 年 月 日	
次の証紙を返納します。		
収入証紙		
10,000円	枚	円
5,000円		
2,000円		
1,000円		
500円		
400円		
300円		
200円		
100円		
50円		
10円		
5円		
1円		
合計額		

証紙受領書

名称 代表者氏名 広島県会計管理者(氏名) (印)	平成 年 月 日	
返納された次の証紙を受け取りました。		
収入証紙		
10,000円	枚	円
5,000円		
2,000円		
1,000円		
500円		
400円		
300円		
200円		
100円		
50円		
10円		
5円		
1円		
合計額		

備考 用紙の大きさは、各片とも日本工業規格A列4とする。